

2025 年度 枚方市結婚等新生活支援補助金 申込概要

枚方市では、結婚等に伴い新たに生活を始める新婚夫婦等を応援するため、住宅取得・賃借費用、引越費用、所有する住宅のリフォーム費用を支援します。

対象となる新婚夫婦等

次の①～⑧をすべて満たす新婚夫婦

本市では枚方市パートナーシップ宣誓制度(*)のご利用世帯も対象となります。

*説明文等の「婚姻」「結婚」は『パートナーシップの宣誓』、「婚姻届」は『パートナーシップの宣誓書』、「夫婦」はパートナーシップにおける『パートナー』を含んでいます。

① 令和 7 年(2025 年)4 月 1 日～令和 8 年(2026 年)3 月 31 日【令和 7 年度中】に婚姻届を提出し、受理されている。

*日本の市区町村の役所に婚姻届を提出したものに限りです。(外国の婚姻証明は不可です。)

②婚姻日における年齢が夫婦ともに 39 歳以下である。

*年齢は誕生日の前日に加算されます。(年齢計算に関する法律第 2 項及び民法第 143 条)

③夫婦の【令和 7 年度所得】の合算が 500 万円未満である。令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間の所得です。(所得と年収は異なります。詳しくは 3 ページ「所得について」をご覧ください。)

*枚方市では、補助金の申込みの際に無職である場合は、所得を 0 円として算出します。(所得書類はおふたり分必ず必要です。)

*貸与型奨学金の返済を行っている場合は、令和 6 年中の所得から返済の年額を控除します。

*生活保護を受給されている場合は本補助金を交付できません。(収入認定対象)

④夫婦の住民票の住所が、結婚に伴い新たに生活を送るための枚方市内の住宅の住所となっている。

⑤夫婦のいずれもが枚方市の市税を滞納していない。

⑥枚方市に継続して居住する意思がある。

⑦夫婦のいずれもが暴力団員又は暴力団密接関係者でない。

⑧夫婦のいずれもが過去に本補助金または国の結婚新生活支援事業費補助金等を活用した他の地方公共団体の補助金の交付を受けていない。

対象となる経費

・住宅(建物部分に限る)取得費用

*婚姻日の前後 1 年以内に取得したものに限りです。

*融資金による一括支払い・手付金・ローン払いが対象です。手数料・利息は対象外です。

*契約書等で建物部分に支出した費用が明らかにできない場合、売主等に建物代を確認いただくことが必要です。

・住宅賃借費用(賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料に限りです。)

*婚姻日の前後 1 年以内に契約したものに限りです。(契約期間の初日が前後 1 年以内のもの。)

*上記の括弧内に記載されているもの以外(駐車場代、水道代、清掃代、鍵交換費用、保証料・保険料など)は全て対象外です。

・引越費用(引越許可業者または運送許可業者へ支払った費用)

*不用品の処分費用や清掃代、エアコンの設置費用、自ラレンタカーを借りた費用、許可業者以外の業者へ支払った費用などは対象外です。

*夫婦の一方が、他方の実家や、他方が 1 年以上前に契約した家に転入する際の引越費用も対象です。

【共通事項】

- ・契約名義人は、夫婦(一方あるいは双方)であることが必要(例外:社宅)。
- ・夫婦が個人事業主の場合、事業者名義は対象外。
- ・親子間、親族間の契約は対象外。
- ・他の補助制度との併用は、原則対象外(空き家補助は 3 ページを参照)。

・所有する住宅のリフォーム費用（工事請負業者へ支払った費用）

＊婚姻日の前後1年以内に工事が完了したものに限りです。

＊融資金による一括支払い・手付金・ローン払いが対象です。手数料・利息は対象外です。

＊対象となるのは、婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用です。倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用、DIYにかかった費用については対象外です。（対象となるものの例：母屋の増築、キッチンのリフォーム、壁紙の張替え、トイレ改修など。対象外となるものの例：ガレージのリフォーム、倉庫の設置、エアコンの設置、洗濯機の購入など。）

【賃料・共益費合計7万円、住宅手当1万円の場合】
(7万円－1万円)×5か月＝30万円
年度内の5か月分の領収書があれば30万円の申し込みができます。

対象となる経費の注意事項

※対象住宅は枚方市内の夫婦の住民票の住所にあり、結婚に伴い新たに生活を送るための住宅とします。

※勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、住宅手当分を住宅賃借費用から控除します。

※地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外となります。

※住宅取得・リフォームについては、国の補助など他の住宅に係る補助制度の交付を受けていると、原則補助対象外です。「枚方市若者世代空き家活用補助金」との併用については3ページをご覧ください。

※夫婦のいずれか、または両方が自営業を営む場合、夫婦の会社名義の契約や領収書は対象外です。

※補助対象は、新婚夫婦が令和7年（2025年）4月1日～申込日までに支払った費用に限ります。

補助上限額

1 新婚夫婦あたり、30万円を限度とします。

※申込み時において、補助上限額（30万円）に達しない場合、補助上限額から2025年度（令和7年度）の補助金の交付額を差し引いた額（30万円に足りなかった額）を限度として、翌年度の補助金で申し込める場合（継続補助）があります。継続補助の実施については、翌年度4月の本市のホームページをご確認ください。（令和7年度は令和6年度婚姻の方の継続補助を実施し、婚姻の1年後の同月末まで受付けしています。）

申込み時の提出書類 必要書類がそろっていない場合は受付できません。

「申込書類チェックシート」のとおり（必ずご確認ください。）

※記入内容に誤りがある場合は修正が必要です。様式の記入にあたっては、「記入見本」を必ずご参照の上、ご記入ください。

お申込み

事前に子ども青少年政策課にご相談のうえ、令和7年（2025年）6月1日～令和8年（2026年）2月28日に「枚方市結婚等新生活支援補助金交付申込書」に必要書類を添えて、子ども青少年政策課へ持参または郵送してください。

※特に、令和8年（2026年）3月に婚姻や引越をお考えの方は、できるかぎり2月頃までに、事前に子ども青少年政策課に相談いただきますようお願いいたします。

※事前に仮申込みができる場合があります。4ページをご覧ください。

※3月婚姻の方や支払いが3月にしかない方などは、令和8年3月31日まで申込みできますので、事前にご相談ください。

＜お問い合わせ・郵送先＞

枚方市役所 子ども未来部 子ども青少年政策課（枚方市役所 別館5階）

〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20

電話：072-841-1375（直通）

FAX：072-843-2244

Email：kodosei@city.hirakata.osaka.jp ⇒



写真などを
送信いただければ
事前に確認
いたします

（参考）所得について

合計所得（総所得）の欄をご確認ください。

★補助金の申込みにあたっては、令和6年分（令和7年度）の所得額を証明する書類が必要です。※源泉徴収票は不可です。

＜証明書の例＞

- a. 「市・府民税課税証明書（所得証明）」
- b. 「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し
- c. 「市・府民税 納税・税額決定通知書」の写し

お勤めされている会社から
令和7年5月か6月頃に受け取っている書類です。

【給与所得者の場合】

所得とは、前年1年間の収入（年収）から給与所得控除を差し引いたものとなります。

※金額の大小は、「収入（年収）＞所得」となります。

【自営業の方の場合】

所得とは、前年1年間の収入から必要経費を差し引いたものとなります。

※「所得 = 収入（年収）－ 必要経費」となります。

（注）複数の収入がある場合は合算します。詳細は課税証明書（所得証明）等でご確認ください。

＜枚方市若者世代空き家活用補助金（空き家補助）との併用＞

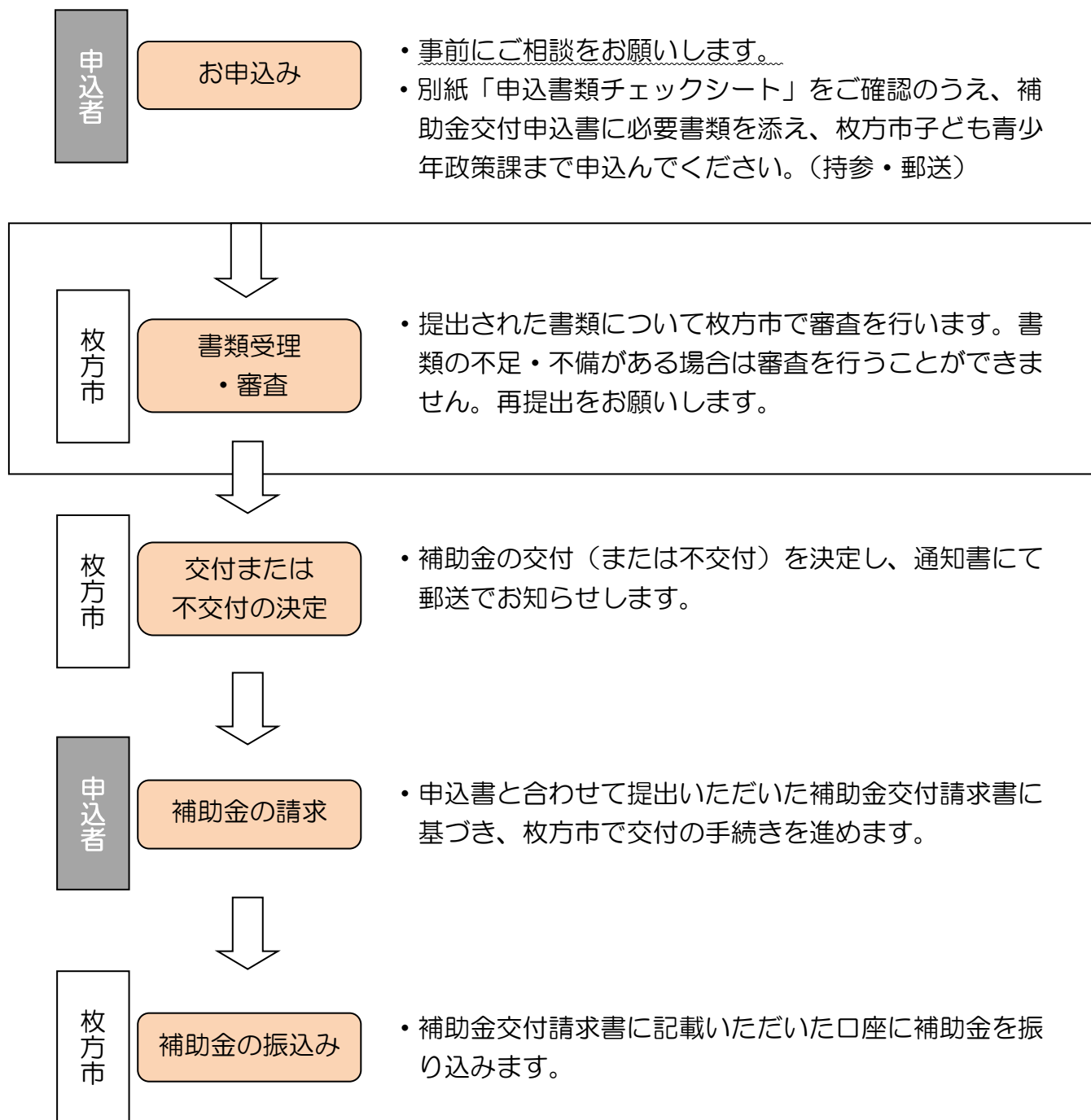
空き家補助の交付を受けた（受ける）夫婦等は、以下をご確認ください。

①新築（建て替え）…本補助金との併用可。

②リフォーム工事 …空き家補助の対象とした工事は併用不可。別の工事であれば併用可。

空き家補助金と本補助金の対象経費が重複する場合は、本補助金の対象とすることはできません。

申込みから補助金交付までの流れ



※補助金の交付申込みから振込みまでは、1～2ヶ月程度かかる予定ですので予めご了承ください。

※補助金の振込み予定日については、補助金の交付決定の通知書にてお知らせします。

(※) 仮申込みについて

「補助金の対象となる経費の支払いが完了していない」等、まだ申込みができない方でも、一定の申込み要件を満たし、必要書類を提出できる場合は、仮申込みが可能です。仮申込みを受付した時点で、申込み予定金額分の予算を確保します。仮申込みには「①住宅取得契約書又は賃貸借契約書」、「②新婚夫婦の令和6年中の所得がわかる書類」等の添付が必要となります。